

物価高騰対応重点支援給付金のご案内

(令和6年度に新たに非課税等となる世帯)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、家計への影響が大きい低所得者世帯の生活を支援するため、**1世帯あたり10万円(基本給付)**、**児童1人あたり5万円(加算給付)**を給付します。

支給対象となる世帯と手続き

(基本給付) 1・2いずれにも該当する世帯

- 1 **世帯の全ての方が、令和6年6月3日(基準日)時点で神戸町に住民票がある**
- 2 **令和5年度は住民税所得割の課税世帯だが、令和6年度において住民税非課税または少なくとも1人が住民税均等割のみ課税(定額減税前)となる世帯**

※1人暮らしの学生等、住民税均等割課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外

※令和5年度住民税非課税及び令和5年度住民税均等割のみ課税の給付金支給済世帯は対象外(加算給付)

- 1 **基本給付の支給対象世帯で、18歳以下の児童を扶養している世帯**

※18歳以下の児童…平成18年4月2日生まれ以降の児童。基準日以降に生まれた新生児も含む

確認書が届いたら専用封筒で返信してください

7月中旬をめどに、支給対象世帯あてに町から確認書を送付します。

確認書による申請期間

確認書がお手元に届いた日～8月30日(金) 必着

(令和6年1月2日以降に転入した方や家族構成が変わった方は) 申請が必要です

世帯の中に、令和6年1月2日以降に神戸町へ転入した方がいる場合、基準日以降に生まれた児童がいる世帯等においては、給付金を受け取るには申請が必要です。

【申請書の配布】健康福祉課窓口

※準備が必要な添付書類があります。

申請書による申請期間

申請書がお手元に届いた日～9月13日(金) 必着

※町が受理した日から20～30日後を目安に支給します。

※給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！